

最新判例

商標法の姓名条項は表現の自由に違反しない

Vidal v. Elster, 602 U.S. 286, (2024)

藤野 仁三*

1. 事件概要

Steve Elster は、T-シャツや帽子に使用するため、文字と手の図柄から構成されたマーク "Trump too small" を商標出願した。このマークは、2016年の共和党大統領候補、ドナルド・トランプ氏とマルコ・ルビオ上院議員の討論会から着想を得たもので、トランプ氏の人柄と政策を揶揄する政治的なメッセージが含まれていた。

PTOの審査官は、商標法の「姓名条項」¹を根拠にこの商標出願を拒絶した。出願人は審判を請求し、姓名条項が表現の自由を保障した憲法第1修正²に違反すると主張した。審判官は、審査官の拒絶を支持し、姓名条項を憲法違反とする出願人の主張を退けた。出願人はCAFCに控訴した。

CAFCは以下のように述べてPTOの拒絶査定を破棄した。本件マークは言論の観点 (view) を表出するものではなく、内容 (content) をベースにしたものである。内容をベースにしたマークの商標登録を禁じる姓名条項は憲法第1修正の保障する言論の自由に抵触する。

PTOは、この判決を不服として連邦最高裁に上告。最高裁は、CAFCが最高裁の判例解釈を誤ったとしてその判決を破棄し、商標法の姓名条項は憲法第1修正に違反しないことを明らかにした。

2. 判旨

1) 判例の検討

最高裁の判例により、政府 (PTO) は商標出願を規制することを禁じられている。例外が認められるのは、限定された範囲で公益を目的に適用される場合だけである。その場合でも、規制が言論の内容に依存にしたものか (content-based)、内容に無関係なものか (content-neutral) を区別して判断しなければならない (NIF&LA v. Becerra, 2018)。

内容依存型の規制が許されるのは発信内容についての議論を封じこめない場合に限定される (Reed v. Town of Gilbert, 2015)。言論の内容と無関係な理由で規制することは違憲であり (上出、NIF&LA事件)、言論の特定の観点に対する差別も憲法違反となる (Rosenberger v. Rector and Visitors of Univ. of Va., 1995)。

2) 姓名条項

近年、最高裁は2つの商標事件で言論の観点に対する差別を違憲であるとした。Matal v. Tam事件 (2017)³とIancu v. Brunetti事件 (2019)⁴である。Matal事件では、PTOが他人を中傷するマークの商標登録を拒絶したことを違憲と判決した。他人を中傷するマークの登録拒否は、ある観点による商標登録の禁止になるからだ。また、Brunetti事件では、不道徳でスキャンダラスなマークの商標登録を拒絶したことを違憲と判決した。

1- 15 U.S.C. § 1052(c). この条項は、生存する特定の個人を識別する名前、肖像または署名を、書面による同意なく使用したマークの商標登録を禁止する規定で、「姓名条項」または「氏名条項」と呼ばれる。

2- 憲法第1修正 (The First Amendment) は、議会による言論の自由を損なうような立法を禁じている。

3- 582 U.S. 218 (2017). この判決内容は本誌2018年3月号 (90-91頁) を参照されたい。

4- 588 U.S. 388 (2019). この判決内容は本誌2019年12月号 (51-52頁) を参照されたい。

本件は、これらの事件と異なる。姓名条項が他人の氏名を無断で商標に使用することを禁止しているからだ。姓名条項は、マークの意味、イデオロギーや意見・見解を根拠にするものではない。それはマークの内容に依存して商標登録の適否を判断するものであって、特定の観点に依存するものではない。

3) 歴史性

観点 (view-point) を根拠にして商標登録を規制することは違憲であるが、その規制が観点を理由にしない場合 (view-neutralの場合)、PTO による登録規制が違憲となるかはこれまで司法で争われていない。

重要な点は、商標権と第1修正は共存関係にあり、これまで両者間に違憲論争は生じていないことである。合衆国の建国時にも、商標の重要性は認識されていた。初期の商標法は、イギリス法を継受したもので、保護の対象はその内容であった。18～19世紀の商標保護は、殆どが州法によるため、判例の記録が残されていない。判例が記録されるようになったのは19世紀末になってからである。以来、商標が内容に依存する基本的な枠組みは維持されている。

連邦議会は1870年、商標登録できない事由を法律に明示した。その後、商標紛争は増加したものの、裁判所は一貫して商標の内容に依存した判決を維持している。それは1946年の商標法改正後も変わっていない。

他人の氏名を商標登録することを禁止するのは合衆国の歴史と伝統であり、そのことから姓名条項が第1修正と共存していることが判る。

コモンロー上、個人の名前は所有者に帰属する。それを他人が商標で使用することはできない。自分の名前については商標登録できても、他人がそれを商標登録することはできない。コモンロー上のこのような考え方が連邦商標制度にも継承されているのであり、商標法に姓名条項が盛り込まれたのは当然の結果といえる。

商標は出所表示機能を持つ。姓名条項はその機能を考慮して導入されたものである。商標制

度により、消費者は商品の製造者とその評判を知ることができる。最高裁はこれまで、商標が商標権者の名声を保護する上で重要であると認識しており、商標に個人名が入った時にはその保護がより強固になると考えている。

第1修正は言論の自由を保障するが、その自由は他人の名声の盗用まで許すものではない (San Francisco Arts & Athletics, Inc. v. United States Olympic Comm., 1987)。商標法は、自分の名前を商標登録して保護することで信用という果実を商標権者に担保するものである (Park 'N Fly, Inc. v. Dollar Park & Fly, Inc., 1985)。

4) 射程

この判決は限定的であり、その対象も狭い。内容依存型の商標や観点中立型の商標すべてに適用されるものではない。また、内容依存型の商標すべてに対し、同様の歴史性や伝統を考慮すべきであるというものでもない。

本件は、歴史と伝統により姓名条項が第1修正に違反しないことが立証されたことを判決するものであって、それ以上でもそれ以下でもない。

3. 解説

現在の連邦最高裁の裁判官は、保守派6名、リベラル派3名で構成されている。そのうち、保守派の3名はトランプ前大統領が指名した裁判官であるため、最高裁の結論は想定内であるが、民主党に近いリベラル派も法廷意見の結論に賛同しており、法律論として対立することはなかったのが意外である。

本件は、トランプ元大統領に批判的なメッセージを込めて出願されたもので、出願人としては、Matal v. Tam事件やIancu v. Brunetti事件でview-basedに対する商標登録要件が緩和されており、その流れに乗ることを期待したものであろう。しかし、最高裁は、view-basedではなくcontent-basedという切り口でその主張を退けた点が興味深い。